

# 環境関連法規制等の動き 2012年10月 (2012.8.22～2012.9.18)

## 1. 法令情報

### 1-1. 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件

＜環境省告示第127号＞(2012.8.22公布、同日施行)

題記告示が改正されました。改正内容は、生活環境の保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準が、従来の亜鉛1項目のみからノニルフェノールが追加され、2項目になりました。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15592>

### 1-2. 都市の低炭素化の促進に関する法律 　＜法律第84号＞(2012.9.5公布、3ヶ月以内施行)

題記法律が制定・公布され、今後関連する省令・告示等も公布予定です。都市から多く発生しているCO2削減に向け、公共交通機関の整備、共同輸配送、ビルの低炭素化、緑化等の施策を地域レベルで促進するために、基本的方針の策定、市町村による低炭素まちづくり計画の作成、市街化区域等内における低炭素建築物新築等計画の認定制度の創設等が定められました。

＜参考＞国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07\\_hh\\_000062.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/toshi07_hh_000062.html)

### 1-3-1. 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施工規則の

一部を改正する省令 　＜経済産業省令第64号＞(2012.8.31公布、9.1施行)

### 1-3-2. 回避可能費用単価等を定める告示の一部を改正する告示

＜経済産業省告示第194号＞(2012.8.31公布、9.1適用)

本年7月の題記特措法施行に伴い、再生可能エネルギー発電促進賦課金が付加されましたが、電気事業者への配布の基本は、買取費用から回避可能費用(燃料等の費用)を減じたものになります。今回の改正は、東京電力の電気供給約款が変更されたので、回避可能費用単価(8.86→9.98円/Kw)等が改正されました。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620112041&Mode=2>

### 1-4. 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法の一部を改正する法律

＜法律第58号＞(2012.8.22公布、同日施行)

題記特措法で定めた2013.3.31までの事業終了が困難なので、10年間延長されました。特定産業廃棄物とは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正法の施行前(1998.6.16以前)に不法投棄等が行われた廃棄物で、本特措法は都道府県等による支障除去等事業の実施や国庫補助等について定められています。

＜参考＞環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14823>

### 1-5. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律

＜法律第89号＞(2012.9.12公布、2013.1.1施行)

国際海事機関(IMO)で、日本の主導により、世界初の国際海運におけるCO2排出規制を導入するための海洋汚染防止条約(マルポール条約)附属書VIの採択等に対応した、国内法の改正です。日本の排他的経済水域を越えて航行する400トン以上の船舶は、規制への適合や航行手引書が承認された、国際二酸化炭素放出抑制船舶証書の携帯が必要となります。海外船舶に対しても、寄港時の検査が規定されました。

＜参考＞国土交通省ホームページ [http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07\\_hh\\_000020.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/kaiji07_hh_000020.html)

### 1-6. 火薬類取締法の適用を受けない火工品を指定する告示の一部を改正する告示

＜経済産業省告示第199号＞(2012.9.12公布、同日施行)

航空機用エアバッグガス発生器について、緊急時の人命の保護等保安の観点で効果が優れており、安全性も確認されたので、点火薬の量等が緩和されました。

＜参考＞電子政府 <http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=620112034>

## 2. 一般情報

### 2-1-1. 有機顔料中に副生するPCBの有無等に関する第2次実態調査結果 (2012. 8. 30環境省)

### 2-1-2. 非意図的にPCBを含有する可能性がある有機顔料の製造・輸入等について行政指導 (2012. 9. 6環境省)

-1の調査は、7月の情報の第1次に続く最終結果です。54事業者から、1次公表23種以外の有機顔料97種、合計120種・553品目についての報告がありました。-2は含有する有機顔料中に副生するPCBが50PPMを超える7品目について、所轄官庁から事業者へ、製造輸入の中止・出荷の停止・回収が指示されています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15629>

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15674>

### 2-2. 報告書「今後のPCB廃棄物の適正処理推進について」について (2012. 8. 23環境省)

題記報告書がPCB廃棄物適正処理推進に関する検討委員会により取りまとめられました。ストックホルム条約で2028年、日本では政令で2016年までの処理が義務付けられていますが、期日までの処理は困難な状況であり、今後のPCB廃棄物処理における基本的な考え方と講ずべき対策についてまとめられています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15598>

### 2-3. 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約に基づく国内実施計画」の改定等について

(2012. 8. 24環境省)

題記条約の対象物質の追加等を反映して改定された、題記国内計画が条約の締約国会議に提出されます。

改定内容は2005. 6の前回計画策定時以降の状況の反映及び新規追加物質に関する放出の削減等の措置とその基盤となる施策等が反映されています。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15609>

### 2-4. 「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第2版）」の公表について

(2012. 8. 28環境省)

題記ガイドラインが改訂・公表されました。法改正により土壌汚染は、改正前の人の活動に伴って生ずる汚染から、自然由来の有害物質が含まれる汚染された土壌も対象に加えられました。今回の改訂内容は、前述の自然由来の汚染土壌が、盛土材料として利用された場合の取扱い等について見直しされています。

参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15620>

### 2-5. 2011年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について (2012. 8. 24環境省)

題記年次報告書が公表されました。オゾン層の状況、特定物質等の大気中濃度、太陽紫外線の状況等で構成されています。今回のポイントは、地球規模のオゾン全量は依然深刻な状況ではありますが1990年代後半以降は比較的安定している、オゾン層破壊物質のうちHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）の大気中濃度の増加率が極めて大きい点が報告されています。

参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15606>

### 2-6. 2012年度「廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業（廃棄物エネルギー導入事業）」の

2次公募の開始について (2012. 9. 10環境省)

題記事業が10. 12まで公募されています。高効率の廃棄物エネルギー利用施設、熱輸送システム施設の整備事業等に対して、施設費用の1/3や1/2を上限とする補助支援が行われます。

〈参考〉環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15667>

以上